

○諏訪市屋外広告物条例施行規則

平成22年3月3日

規則第1号

改正 平成28年3月16日規則第7号

平成31年3月15日規則第14号

令和2年2月3日規則第5号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 広告物等の制限

第1節 禁止物件及び禁止広告物等（第3条・第4条）

第2節 禁止地域及び許可地域（第5条―第10条）

第3節 屋外広告物住民協定（第11条）

第4節 許可の更新等（第12条―第15条）

第3章 監督（第16条―第20条）

第4章 雑則（第21条）

第5章 補則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、諏訪市屋外広告物条例（平成21年諏訪市条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 広告物等の制限

第1節 禁止物件及び禁止広告物等

（禁止物件）

第3条 条例第5条第1項第7号及び第8号の規則で定める広告物等は、次に掲げる広告物等以外の広告物等とする。

(1) はり紙、はり札、広告旗、広告幕類及び立看板

(2) 巻付広告にあつては、地表から1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲以外に表示し、又は設置するもの

(3) 袖看板にあつては、次のいずれかに該当するもの

ア 電柱又は街路灯柱1本について2個以上設置するもの

イ 縦1.2メートル又は電柱若しくは街路灯柱からの出幅0.6メートルを超えるもの

ウ 歩道（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。

以下同じ。）と車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。以下同じ。）の区別のある道路にあつては、下端の高さ2.5メートル未満のもの又は車道に突き出るもの

エ 歩道と車道の区別のない道路にあつては、下端の高さ4.7メートル未満のもの

2 条例第5条第1項第9号の規則で定める物件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (2) 貯水塔
- (3) トンネル、高架構造物及び分離帯
- (4) よう壁及び石垣の類（道路の防護施設に限る。）
- (5) 郵便ポスト及び路上変電塔
- (6) カーブミラー
- (7) パーキング・チケット発給設備（道路交通法第49条に規定するものをいう。）

3 条例第5条第3項第3号の規定による市長の許可を得ようとする者は、禁止物件表示許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

4 条例第5条第3項第4号アの規則で定めるものは、工事用の案内標識その他これらに類するものとする。

5 条例第5条第3項第4号イの規則で定めるものは、国又は地方公共団体が設置するものとする。

（広告物の表示の方法等の基準）

第4条 条例第6条第2項第5号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告物が信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるものでないこと。

(2) 広告物が道路交通の安全を阻害するおそれのないものであること。

2 条例第6条第3項第2号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 掲出物件が腐朽し、腐食し、又は老朽その他により周囲の景観の育成に著しい支障を及ぼすものでないこと。

(2) 掲出物件が倒壊又は落下その他により公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであること。

第2節 禁止地域及び許可地域

（禁止地域）

第5条 条例第7条第1項第3号の規則で定める地域は、別表第1のとおりとする。

（禁止地域の指定があった場合の特例）

第6条 条例第8条（条例第11条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、広告旗、広告幕類、立看板及びアドバルーンとする。

2 条例第8条の規則で定める期間は、6月とする。

（適用除外）

第7条 条例第9条第3号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示するもの（第10条第5項第1号において「自己用広告物」という。）については、1敷地内の総表示面積が10平方メートル以下（1敷地に複数の事務所等がある場合は、事務所等の数に、10平方メートルを乗じて得た面積以下）のもので当該表示する地域について適用される諏訪市景観計画に定められた広告物等の表示、設置及び改造に関する行為についての制限（以下「景観づくり基準」という。）に適合するもの

- (2) 祭典その他慣例上使用するものについては、祭典その他年中行事等のためにするもの
- (3) 一時的又は仮設的なものについては、表示期間並びに責任者の住所及び氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間が30日を超えないもの
- (4) 営利を目的としないもので、次に掲げるもの
- ア 交通安全、公衆衛生、水火災予防その他公益に関する宣伝告知のためのもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札、広告旗、広告幕類及び立看板
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
- (禁止地域における許可の申請)

第8条 条例第9条第4号の規定による許可を受けようとする者は、案内広告物等表示(設置、改造)許可申請書(様式第2号)に、次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法の仕様書及び図面(はり紙及びはり札にあつては、現物又は見本)
- (2) 表示し、設置し、又は改造しようとする場所の付近の見取図
(適用除外に係る広告物等の許可基準等)

第9条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

項目		基準
表示の方法	表示面積	1面0.5平方メートル以下かつ合計1平方メートル以下(条例第7条第1項第3号に掲げる地域にあつては、1面2平方メートル以下かつ合計4平方メートル以下)。ただし、2以上の地点又は施設への案内のための広告物等にあつては、当該面積に当該地点又は施設の数に乗じて得た面積以下で合計10平方メートル以下
	地上からの高さ	5メートル以下
	色彩	地色の彩度8以下
	その他	次に掲げるものを使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオン・サインその他これらに類するもの (3) 当該地域に適用される景観づくり基準に適合しないもの
個数		1地点又は1施設について市の区域内に2個以内

2 条例第10条第3項(条例第11条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札、広告旗、広告幕類、立看板及びアドバルーンとする。

3 条例第10条第3項の規則で定める期間は、6月とする。

4 条例第10条第5項（条例第11条第3項及び第16条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可証は、屋外広告物許可証（様式第3号）とし、同項ただし書に規定する許可済印は、屋外広告物許可済印（様式第4号）とする。

5 条例第10条第5項ただし書の規則で定める広告物等は、次に掲げる広告物等とする。

(1) 広告旗、立看板その他これらに類するもので、これらに許可証を付けることより許可済印を押すことがその形態意匠により合理的なもの

(2) 前号に掲げるもののほか、許可済印を押すことが合理的なもの
（許可地域）

第10条 条例第11条第1項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等表示（設置、改造）許可申請書（様式第5号）に、第8条各号に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 条例第11条第1項第2号の規則で定める地域は、別表第2のとおりとする。

3 条例第11条第1項第3号の規則で定める地域又は場所は、別表第3のとおりとする。

4 条例第11条第2項の規則で定める基準は、別表第4及び当該地域に適用される景観づくり基準とする。

5 条例第11条第4項第2号の規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 自己用広告物については、1敷地内の総表示面積が15平方メートル以下のもの（当該地域について適用される景観づくり基準に適合するものに限る。）

(2) 第7条第2号から第4号に掲げるもの

第3節 屋外広告物住民協定

（住民協定の認定等）

第11条 条例第13条第1項の規則で定める申請は、屋外広告物住民協定認定申請書（様式第6号）に、同条第3項各号に掲げる事項を記載した図書を添えて市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、住民協定を認定したときは、屋外広告物住民協定認定通知書（様式第7号）により申請者に通知しなければならない。

3 条例第15条の規則で定める届出は、屋外広告物住民協定変更（廃止）届出書（様式第8号）に、その内容及び理由を添えて市長に提出して行わなければならない。

第4節 許可の更新等

（許可の更新）

第12条 条例第16条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者は、次の各号に規定する当該更新を受けようとする許可の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する申請書を許可期間満了の日の10日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 条例第9条第4号の規定による許可 広告物等表示（設置）許可更新申請書（様式第9号）

(2) 条例第11条第1項の規定による許可 広告物等表示（設置）許可更新申請書（様式第10号）

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 広告物点検報告書（様式第11号）

(2) 広告物等の現況の写真

(3) 第8条各号に掲げるもの（変更に係る図書に限る。）

3 第1項に規定する許可の更新を受けようとする広告物等の高さが4メートルを超えるものであるときは、前項第1号の広告物点検報告書には、次のいずれかに該当する者が点検を行ったことを記載しなければならない。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第一種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第二種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

(5) 前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認める者
（許可の更新の基準）

第13条 条例第16条第2項において準用する条例第10条第1項及び条例第11条第2項の規則で定める基準は、当該更新に係る許可の際の基準によるものとする。

（廃止等の届出）

第14条 条例第17条第1項から第3項までの規定による届出は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める届出書を市長に提出して行うものとする。

(1) 許可に係る広告物等の表示又は設置の廃止 広告物等表示（設置）廃止届（様式第12号）

(2) 氏名若しくは名称又は住所の変更 氏名等変更届（様式第13号）

(3) 管理する者の選任若しくは解任又は氏名若しくは名称若しくは住所の変更 管理者選任（解任・変更）届（様式第14号）

(4) 譲渡、相続その他の理由により許可を受けた者の地位の承継 承継届（様式第15号）
（許可の取消）

第15条 条例第18条の規定による許可の取消しは、許可取消書（様式第16号）を、当該許可を取り消される者に交付して行うものとする。

第3章 監督

（除却命令等）

第16条 条例第21条第1項又は第2項の規定による命令は、命令書（様式第17号）を、同条第1項各号又は第2項各号に規定する者に交付して行うものとする。

2 前項の命令をしようとするときは、諏訪市行政手続条例（平成8年諏訪市条例第1号）の例により、同項に規定する者に対し、聴聞又は弁明の機会を付与し、意見陳述のための手続をとるものとする。

（違反広告物の除却）

第17条 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条各項の規定による違反広告物等（以下「違反広告物等」という。）の除却、違反広告物等の自主除却の通知その他の措置について必要な事項は、市長が別に定める。

(保管した広告物等の告示及び売却)

第18条 法第8条各項の規定による保管した広告物等の告示、保管及び売却その他の措置について必要な事項は、市長が別に定める。

(報告)

第19条 市長は、条例第24条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めようとするときは、報告等依頼書(様式第18号)を、同項に規定する者に送付するものとする。

2 前項の規定による報告等依頼書を受領した者は、遅滞なく、報告書(様式第19号)又は資料を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第20条 条例第24条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第20号によるものとする。

第4章 雑則

(公表)

第21条 条例第26条第1項の規定による公表は、諏訪市公告式条例(昭和36年諏訪市条例第16号)の例により行うものとする。

2 前項の公表に係る図書又はその写しは、市長の指定する場所において公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、当該縦覧の場所及び当該公表に係る図書を市のホームページに2週間掲示するものとする。

3 条例第26条第2項の規定による公表は、認定にあつてはその概要を、変更又は廃止にあつてはその届出内容を、市の広報及びホームページに掲載するものとする。

第5章 補則

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月16日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成31年3月15日規則第14号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年6月1日から施行する。

附 則(令和2年2月3日規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。